

医療法人財団青木会行動計画

次世代育成支援対策推進法第12条に基づき、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年4月1日～2028年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：妊娠・出産する職員または配偶者が妊娠・出産する職員が育児休業を取得しやすく、また復帰しやすい雇用環境を整備する。

<対策>

●2023年4月～

妊産婦の職員に時間外労働、休日労働又は深夜業の制限を受けられることを周知し、健康の確保を図る。

●2023年4月～

女性の育児休業取得率100%を維持するとともに配偶者が妊娠・出産した男性社員を対象に、育児休業や復職後に利用できる制度について個別に説明する機会を設け、男性の育児休業取得を奨励する。

●2023年4月～

院内保育所の運営を継続することで、円滑に育児休業から復帰できる環境を維持する。

●2023年4月～

時間単位取得が可能な子の看護休暇制度について周知し、取得率を高める。

目標2：所定外労働を削減し、子育てをする職員が子育てに伴う喜びを実感しつつ、仕事と子育ての両立を図ることができる雇用環境を整備する。

<対策>

●2023年4月～

所定時間外労働時間についての毎月の評価を各部門にフィードバックし、業務改善について検討する機会を継続して設ける。